

## 総社市イメージキャラクター「チュッピー」の着ぐるみ貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、総社市イメージキャラクター「チュッピー」(以下「チュッピー」という。)の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を、「総社市」のさらなるイメージアップ及びPRを目的として使用する場合の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出の対象)

第2条 着ぐるみは、次の各号のいずれかに該当するとき、貸出すものとする。

- (1) 公的使用(公的な位置付けができる事業での使用)のとき。
- (2) 個人使用(県外からの参加者が見込める結婚披露宴等で「チュッピー」のPR効果が見込まれる場合)のとき。
- (3) 営利目的使用(ただし、「チュッピー」の着ぐるみ画像等をSNSで発信していただくなど、「チュッピー」のPR効果が見込まれる場合)のとき。

### (使用申請及び承認)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用承認申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、前条の貸出しの対象に次の各号のいずれかが該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 「チュッピー」のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 総社市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されるものに使用するとき。ただし、未成年者でも自由に立ち入ることができる場所で使用する場合は、この限りではない。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されると認められるとき。
- (6) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるものと認められるとき。
- (7) たばこに関するものに使用するとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (9) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき。
- (10) その他市長が着ぐるみの使用を不適当と認めるとき。

3 市長は、着ぐるみの使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(着ぐるみを使用する場合の遵守事項)

第4条 着ぐるみを使用する団体及び個人（以下「使用者」という。）は、着ぐるみの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 使用時の安全対策を講じること。
- (5) 雨天又は降雪時等、悪天候のときに屋外で使用しないこと。
- (6) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取消し)

第5条 申請者が、前条に掲げる事項を遵守しなかったときは、又はその他この規程に違反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

(利用料)

第6条 着ぐるみの利用料は、無料とする。ただし、着ぐるみの配送料その他着ぐるみの引き渡し、受け取りに係る費用及びクリーニングに係る費用は、使用者の負担とする。

(原状回復)

第7条 着ぐるみを汚損又は毀損した場合は、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

(市の責任)

第8条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、市長は一切その責めを負わない。

(貸出・返却)

第9条 着ぐるみの貸出・返却の受け渡し時刻については、原則平日（土・日・祝日・年末年始を除く。）午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く。）の間とし、受け渡し場所については市長が指定する場所で行うものとする。

(貸出の制限)

第10条 未成年者への貸出は行わない。ただし、保護者（成年であること。）が責任を持

って代表者となる場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。